

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

国連で 1979 年に採択された女性差別撤廃条約は、ジェンダー平等を実現するための、最も重要な国際基準であり、日本は 1985 年に批准している。その後、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために、1999 年に国連で採択されたのが「選択議定書」である。

現在、女性差別撤廃条約の締約国 189 か国のうち、115 か国が選択議定書を批准している中で、日本は未だ批准をしていない。

SDGs の 17 の目標の第 5 は、「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」となっている。国は第 5 次男女共同参画基本計画において、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としているが、「検討」以上の進展がない。

日本における男女平等の実現は未だ途上にあり、各国の男女間の格差を示す 2025 年のジェンダー・ギャップ指数の日本の総合順位は、148 か国中 118 位、先進 7 か国 G 7 では最下位である。

女性差別撤廃条約選択議定書の批准は、この現状を変え、女性の権利を国際基準にする重要な第一歩である。

よって、国会及び政府においては、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准するよう、強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 7 年 6 月 26 日

長 崎 市 議 会